

発委第10号

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

令和3年9月15日提出

北栄町議会民生経済常任委員会  
委員長 野田 秀 樹

理由

政府において米価の下落を防ぐ対応が必要であるため。

## 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書

コロナ禍における米の需要「消失」は令和元年産米の過大な在庫を生み、令和2年産米の市場価格は大暴落し、感染者拡大と自粛要請、さらに累次の緊急事態宣言の発令により、需要減少に歯止めがかからず、令和2年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっている。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準である。このままでは令和3年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず令和4年産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねない。

コロナにより消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されない。政府による特別な隔離対策が絶対に必要。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されている。かつてない危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められている。

よって国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。
- 2 コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。
- 3 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米 現在77万トン）は、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月15日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣  
文部科学大臣 厚生労働大臣 外務大臣